

## 収集所の設置について

小山市では、各自治会で収集所を設置しており、市が設置許可をして収集しています。

そのため、収集所の新設・移動・変更には、自治会長と廃棄物減量等推進員の連名での申請が必要になります。

また、新設・移動に当たっては、「小山市一般廃棄物収集所の設置及び管理に関する要綱」に基づき、次の設置基準があります。

1. 利用世帯数は、**20世帯以上**が必要です。
2. 設置場所は、道路に面していて、収集車両が接近・停止し収集作業がしやすい場所、かつ容易に転回・通り抜けができる場所にしてください。  
収集車両が安全に停止できない場所（交差点・横断歩道・消火栓・防火用水の近くなど）や、道幅が狭い（目安 4.0m 以下）・袋小路などで収集車両が通れないところは、設置許可できません。  
また、道路上の設置は避けてください。
3. 分譲やアパート建築等など、新しくお住まいになられる方が 20 世帯以下の場合は、自治会と協議の上、既存の収集所をご利用いただくか、近隣にお住まいの方と世帯数を調整し、新設申請をいただきますようお願いいたします。  
なお、宅地分譲等により、世帯数の増加が見込まれる場合には、現段階の利用世帯が 20 世帯以下でも新設申請が可能な場合がありますので、ご相談ください。
4. 収集所の使用開始を希望する日の **3週間前まで**に申請をしてください。
5. 収集所の維持管理は、各自治会にて実施してください。
6. 不法投棄されないよう、収集所の設置には工夫をしてください。
7. 自治会が発足していない地域に限り、宅地分譲の事業主、共同住宅の建築主・管理者が申請可能です。その際にご相談ください。

申請の際は、本庁舎 2 階 環境課窓口までお越しください。

その他、不明点がありましたら、お問い合わせください。

小山市環境課

TEL 0285-22-9276・9286

《申請書は小山市 HP からダウンロードできます》

